

津山市立秀実小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月

めざす子ども像

- ・進んで学ぶ子(知育)
- ・元気な子(体育)
- ・思いやりのある子(徳育)
- ・ふるさとを愛する子(郷育)

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、安心して学校生活が送れるようにする。
- ・いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。
- ・いじめ防止のために、学校、保護者、地域、関係機関がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する。
- ・はんかやふざげ合いでも背景にある事情を調査し、いじめに当たるか判断をする。
- ・**＜重点となる取組＞**
 - ・**縦割り班活動などで、協力したり自らの役割を果たすことを体験的に学習し、人とよりよく関わる力を身につけさせる。**
 - ・**一人一人を大切にした学級づくり、わかる授業づくりを心がけ、児童が学校生活への充実感ならびに自己肯定感を持てるようにする。**
 - ・**日頃から、保護者との連携を円滑にして、相談・連絡しやすい雰囲気をつくるようにする。**

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞

- ・いじめ防止基本方針についてPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取り組みについて保護者の理解を得る。
- ・懇談会、家庭訪問等を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、また協力を呼びかけたりして、保護者との連携を図る。
- ・生徒指導担当者などで、他校の担当者や地域の学校運営協議会委員等と、学校外での生活に関する情報交換を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・学級懇談などで、インターネットやオンラインゲーム、SNSに潜む危険性について情報提供並びに交換をし、各家庭でのパソコンやゲーム、携帯電話の管理を呼びかけていく。

学 校

いじめ問題対策委員会 (学校運営協議会)

＜対策委員会の役割＞

- ・基本方針の策定・見直し、ならびに年間計画の作成・実施・検証・修正。いじめの相談窓口、発生したいじめの対応
- ・**＜対策委員会の開催時期＞**
- ・年3回【学期ごと 必要に応じて年1回は外部委員も参加】
- ・**＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞**
- ・職員会議等で全教職員に周知。緊急の場合は終礼等で伝達
- ・**＜構成メンバー＞**
- ・**校外**
カウンセラー、PTA会長、学校運営協議会委員、主任児童委員、
- ・**校内**
校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭(必要に応じて担任)等

全 教 職 員

関係機関等との連携

＜連携機関名＞

- ・中学校区児童指導担当者会

＜連携の内容＞

- ・校内外の児童の情報交換
- ・民生委員との連携
- ・**＜学校側の窓口＞**
- ・生徒指導担当

＜連携機関名＞

- ・岡山県警(少年サポートセンター)
- ・**＜連携の内容＞**
- ・安全教室の実施
(SNS・オンラインゲームなどへの向き合い)
- ・**＜学校側の窓口＞**
- ・生徒指導担当

学 校 が 実 施 す る 取 組

①

いじめの防止

- (職員研修)
- ・校内研修等で、個々を大切に学級づくり、わかる授業づくり、インターネットの危険性などを研修し、教職員の指導力向上を図る。
- (児童会活動)
- ・児童会が、いじめをなくすための取り組みを主体的に考え、全校で実施する。12月の人権週間に合わせて取り組みを実施する。
- (関係づくり)
- ・日頃の授業(仲間遊び)や縦割り活動(そうじ、なかよし班遊び、秀実フェスティバル等)で、児童相互の信頼と協力関係を築くように努める。また、その中で、自己有用感や充実感を得られるよう配慮する。さらに、その中でいじめを見逃さない目や見抜く力を培うようにもする。
- (情報モラル教育)
- ・少年サポートセンターなどから講師を呼び、インターネットの危険性を含め、SNSやオンラインゲームなどへの向き合い方について5年・6年で学習する。また、学級懇談等で、保護者に対しても情報を提供し、家庭でのパソコンやゲーム、携帯電話等の適切な管理を支援する。
- (配慮が必要な児童への対応)
- ・発達障害を含む障害のある児童になど、特に配慮が必要な児童については、日常的に適切な支援を行う。

②

早期発見

- (実態把握)
- ・いじめの実態を把握するため、児童に年3回の学校生活のアンケートを実施した上で、教育相談を行い、児童の様子を十分把握し、いじめの早期発見に努める。
- (情報の共有)
- ・職員会議や校内研修の場で定期的に児童についての情報を共有するとともに、気になる行動や変化が見られた場合は、終礼等で早急に情報を共有し、全職員で監視に努める。
- (相談体制の確立)
- ・相談したいことがあったら、誰にでも一担任以外の先生にできることを伝え、児童がいつでも相談できる体制をつくる。特に保健室の先生に学校全体の情報が入りやすいことをふまえ、生徒指導担当が養護教諭(助教諭)と連携し学校全体の情報を共有するよう努める。
- (家庭との連携)
- ・保護者への教育相談日を設け、連携を深めるとともに、児童の校内外の様子についての情報を共有し、共にいじめの早期発見に努める。

③

いじめへの対処

- (いじめの有無の確認)
- ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (いじめへの組織的対応の検討)
- ・発見・通報を受けた場合、早急にいじめ対策委員会を開き、指導・支援体制を組み、組織的に対応を検討する。
- (いじめられた児童と保護者への支援)
- ・いじめが確認された場合には、いじめられた児童が安心して学習やその他の活動に取り組めるよう環境を確保する。
- ・保護者に対しては、確実な情報を迅速に伝え、今後の対応について共通理解する。また、経緯等の情報を適切に記録し、保管する。
- ・いじめられた児童に寄り添い、きめ細かな対応のため、SCなど心理や福祉等の専門家の協力が得られるような体制をつくる。いじめの100%解消を目指し組織的に取り組む。
- ・いじめの解消を『行為が止んでいる状態が少なくとも3カ月以上続いている』と定義する。
- (いじめた児童への指導)
- ・いじめた児童と周囲の児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。